

会 議 録

会 議 名	第6回 西予市地域づくり活動センター市民検討委員会 西予市公民館分館制度分科会	
日 時	令和2年11月12日(木) 9:30~11:54	
場 所	三瓶文化会館 2階 研修室	
出席者	会 員	15名/16名
	事務局	11名
傍聴	3名	
議 事 内 容 (要 旨)		
分科会長	9:30 開会	
	開会あいさつ	
事務局	<p>協議事項に入る前に、前回受けた質問について回答する。まず、分館の維持管理経費の一部負担金の、財務会計上の受け入れについて。</p> <p>旧三瓶町の頃は、寄付金という費目で受け入れていたのに、今はなぜ、財務会計上の歳入で、諸収入の中の雑入という費目に入れているのかという質問であった。</p> <p>これはあくまでも財政上の予算費目の定義、考え方としてだが、寄付金というのは自発的、または任意的に収められているものとされている。この1割のご負担というのは、あらかじめ双方で取り決めがなされ、初めから理解の上で納めていただいているもので、予算費目上は寄付にあてはまらないということで、合併後に財政課で検討をし、歳入費目を修正した。雑入の下の説明の項目については、電気料・水道料として受け入れている。財政上はこのように整理をせざるを得ないが、内容としては寄付いただいているという解釈で市も受け止めている。</p> <p>分館建設時の寄付金の種類については、指定寄付と判断している。前回、一般寄付だと回答していたが、訂正をさせていただきたい。</p>	
会員 (三瓶)	<p>納得はしがたい。というのは地方自治法第215条、予算の内容、そしてまた、地方自治法施行令第144条には予算に関する説明書が明文化されている。公共用財産である分館に対して寄付をいただくなどという話</p>	

事務局	<p>はない。受け取れない公共物の収入を、なぜ雑入に入れたのか。雑入の説明をしてほしい。</p> <p>財政上の予算費目の説明は、今手元に資料もなく、お答えすることができない。後日回答する。</p>
会員（三瓶）	<p>寄付金を、意味もわからないような雑入に組み入れられるのであれば、どこの地区も今後寄付などはしない。区民から集めた貴重なお金である。それを雑入に入れるようなことをしてもらっては困る。</p> <p>もう1点は、旧三瓶町時代からやっていたこと、というような発言。私は従来から公共財産、公共用施設の維持管理費等については、全て行政が払うのが建て前であると、集会所とは違うということはずっと言い続けてきたけれども、そのことさえもわからない。7対3の根拠については後から回答があるかと思うが、行政は中身を十分検討してほしい。言葉によっては原理原則を逸脱したような言葉にしか聞こえない。旧三瓶町のことだとかそう言いながら、一方では、法律的には認めておきながら、1割どころか3割も負担を求めている。西予市になって17年。何を検討して何を三瓶町にお願いしているのか。</p> <p>本来なら三瓶町に、3公民館とは別に拠点施設を作って、小規模多機能事業を始める。しかしそれをする財力はない。提案者である市の方から、「三瓶町にはご迷惑をかける。断腸の思いだが、公民館を地域づくり活動センターの拠点にしたいので、分館を普通財産にし、集会所のようなかたちで使用していただけないか。」と頭を下げて事を始めるのが本来であった。しかし、それどころか3割の負担要請。法律のどこにこの根拠があるのか。</p> <p>5町にはそれぞれの持ち味があった。そういうものを対等に、西予市は一つと、スローガンを立てて合併をした。今していることは、まるっきり反対だと私は思う。私は、現在の姿が理にかなっていると思う。7対3の根拠についてお聞かせいただきたい。</p>
事務局	<p>7対3という負担割合を提示した理由は、平成26年に明浜地区の2分館を集会所に移行した際、初年度の維持管理経費の負担が3分の1で3割強、2年目は2分の1という、徐々に負担割合を増やしていただくというやり方をさせていただいた。これを参考にし、今回3割負担とい</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>う案を出させていただいた。なお、三瓶地区のこれまでの経緯、背景については、まだまだ不十分な理解かもしれないが、建設時の寄付であるとか、1割の維持管理経費を負担していただいたことを考慮して、期間は併せて5年間という設定をさせていただいた。</p> <p>なお、令和5年4月から5年後の令和10年3月末の間に、三瓶地区の多くの分館で耐用年数が到来するということがある。これまでの背景や経緯を考慮した中で、明浜のケースよりは長く、5年間という期間で設定させていただいた。市としても大規模な財政支出を伴うことから、ある程度の期間設定を行い、移行計画を定めておきたいという考えもあり、5年間と区切っている。</p> <p>ごもっともらしい説明にしかすぎない。明浜の場合は町が建てた分館。三瓶は地域にもよるが、原則、半額を地域が持ち出し整備した分館である。それが、今言われるように明浜をモデルにして、割り当て寄付を3割出せと、この根拠は、私は地方財政法に抵触すると思う。</p> <p>旧三瓶町の出来事だと言いながら、3割も負担の増額を求めているのが、今の西予市の我々に対する姿勢。断腸の思いという気持ちはあるのか。三瓶町にはご迷惑をかけると、一つ協力してほしいと言うのであれば、我々もそれなりの考えを持っているし、分館問題を解決しないと、この事業そのものが前に進まない。一つでも部落に反対があれば、市にとってもマイナス。他の4町の委員にはご迷惑をかけているが、三瓶の8人も、どれほど憂慮してこの問題を自分なりに、そして地域、区民が納得できるかを模索しながら意見を言い、質問をしている。もう少し考え方をあらためてほしい。行政側が高飛車に、自分たちの理屈だけで理論を言うなら、こっちの方が法的には理論がある。この点について部長はどう思うか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員が言われるとおり、今までの経緯等、私も十分聞かせていただいている。その中で、このような形で負担率、期間ということについては、申し訳ないという気持ちがある。前回の資料の中にもあったが、建設時からの寄付、また今も維持管理経費でご負担いただいているという点を見たとしても、この出し方が適切であったのかどうかということは、非常に気になる場所であり、心配をし、辛い思いで提示させていただいている。</p>

	<p>ただ、先程説明させていただいたが、明浜で分館から集会所に移行する中で、補助金要綱を作っていたことがあったので、前例をお示しする最初のところで、とりあえず出させていただいた。この分科会の中で、この在り方がいいのかどうか、明浜町地域の方々や、その他の地域の方々にも意見を出していただきながら、三瓶の方からも意見をいただく中で、この7対3がいいのかどうか、協議いただければありがたい。表現は悪いかもしれないが、一つのスタートということで、これが100%で、もうこの案を動かさないということではない。</p> <p>最初の提案の仕方として、特に三瓶地域の方には大変申し訳ないような提示の仕方だったことは、私の方からお詫びをさせていただく。これからスタートというところで、今後ご協議をいただければと思う。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>建て前はゼロというのが本来で、請求というのは1割であろうが3割であろうが、割り当て負担としか受け取れない。しかしながら、我々もずっと言ってきたように、お互い西予市になっているのだから、協力をし合わなければいけない。だが3割というのは、建設時に半額以上を負担した区に対する言葉ではないことは言うておく。原則はゼロ。3割は言語道断。</p>
	<p>300か所近くにもなる集会所を2つ3つ合併するなど、集会所、自治区の在り方は考えないのか。また三瓶での地域の拠点の年次計画はまだ作成できていないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>年次計画の作成はできていない。また、旧東宇和4町は行政区も集会所も多いが、市の考え方としては、行政区の在り方については市の方から強制していくことではないと考える。それぞれの行政区ごとに住民の皆さんが考えて、ここはもう立ち行かないと思えば、それぞれが統合など判断していく。近年も何か所か小さな行政区が合併して一つになり、そこでは、古い集会所もあるが合併した区の集会所を共同で使うなどしている。長期的には、市で集会所や行政区の在り方などを考えていただく場を作ることなどが必要だと考えている。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>先程から言うように、原理原則、逸脱したような知見では物を言わないこと。</p> <p>2点目に、上から目線で当然ですというような言語道断な言葉を使わ</p>

	<p>ないこと。このことだけは忠告しておく。</p>
分科会長	<p>【協議事項】 (1) 分館（行政区の拠点）の移行方針について</p> <p>協議に入る前に、これまでの分科会やその資料等を踏まえて、三瓶の委員以外の意見を聴きたい。</p>
会員（三瓶）	<p>他町の方の意見を聴く前に、三瓶の8名が集まって討議をしたことについて先に述べさせていただければと思う。</p> <p>2日前に分館問題についての話し合いの場を持たせていただいた。まずは、この問題は三瓶の8名だけの問題ではないし、16人での分科会の協議の中で答申を出すというのが原則だと思う。それにもう一つは、三瓶には19の行政区があるので、各区の住民の方々の意見、あるいは区長さん等の意見を当然踏まえたうえで、最終的な答申を出したいということで意思統一した。話し合いの内容は、市から出た移行パターンに対して、我々はどう対応していくかということが中心だった。</p> <p>まず、分館の解体は市の負担により、無期限で行う。事前に各分館に意向調査を実施し、整備計画を作成する。この2点については非常にありがたいと思っている。これは8名全員である。</p> <p>次に移行パターンの1。分館を解体し新しい施設を新設するという点については、現在、耐用年数をはるかに過ぎた分館、逆にまだ20年以上残っている分館と、耐用年数に大きな差があること、各地区住民の人数、建物の規模にも当然差がある。このような中、建設にかかる地元負担率等の優遇措置について、令和5年4月から令和10年3月31日までのわずか5年間のみというのは、あまりにも期間が短く、また一律に実施できるものとはとても思えない。現段階での三瓶町委員8名の統一した意見として、各19分館、それぞれの解体希望時期までは、この優遇措置を継続していただきたい。</p> <p>また、三瓶・明浜は海に面している関係上、防災の面で非常に注意を払わなければならない点がある。これについても、建て替えにあたっては今後大きな問題となっていくと考えている。</p> <p>次に維持管理経費の負担割合、市7、地元3の件についてだが、この根拠について示していただきたいと質問しようと思ったが、先程委員か</p>

事務局	<p>らあったので、省略する。</p> <p>分館建設時の状況、西予市として合併してから今日に至るまでの経緯、また、現在各区民の方々が区費として徴収されている金額等を考えると、少なくとも現分館施設が存在する間は、現状維持。先ほど委員は無償でいいのではないかと言われたが、当然8名の集まりの中でも言われていた。ただ現状の1割負担でお願いできないかという考えがある。</p> <p>建て替え後の地元負担については、協議のうえ、段階的に負担率を増やし、最終的に全額地元負担にしていきたいと考えている。</p> <p>仮に19分館、この案に添うように、令和5年から令和10年の間に新設を希望された場合、その原資は確保されているかどうか聞きたい。</p> <p>パターン2、現在の分館を今後も地元管理施設として継続して利用する場合、維持管理経費の負担割合、施設修繕や、備品購入等についても現状維持ということをお願いしたい。</p> <p>パターン3、地区内の代替施設を利用し、分館は使用しない場合であるが、地域づくり活動センターは概ね旧小学校区単位に設置予定とされている。三瓶東公民館は文化会館内に併設となっており、その意味をなさない現状である。市として、今後どのようにこれに対応していくつもりなのか、早急に案を提示していただきたいという意見があった。</p> <p>いずれにせよ分科会は、三瓶の意見だけではなく他町の委員の意見も取り入れての分科会の答申であるので、その答申に向けて順を追って早急な行動をとらなければいけない、というのが8名の意見であった。</p> <p>今回は三瓶町だけ分館制度があるためにこれらが協議対象になったが、逆に現在300近くもある集会所体制が制度的に合理的なのかどうか、再検討する価値はあるのではないかと。そういった意見があったことも報告する。</p> <p>今程のことは、いったん持ち帰り、検討させていただく。</p> <p>1点、新しく建て替える場合の財源について回答したい。当然、市も何棟建て替えるの時期が来ているのかということは、財政課も交えて協議をしてきた。建て替える方針を出すにあたり、財政課の考えでは過疎債という地方債を利用して財源を確保する考えである。過疎債は平たく言えば借金であるが、長い期間の中で地方交付税として措置をされるということで、実際には市の負担は少なくなる。そういった点もあり、ある程度の期間を設定するという考えをもとに提案させていただいた。</p>
-----	--

事務局	<p>財源は今言ったとおりだが、例えば5年間の間に5～7地区から建て替えたいという希望があった場合、実際に建て来られるのかどうかの問題だろうと思う。今までは補助金を活用して、2年に1棟くらいしかできないではないかというご意見があったが、その点については、過疎債という財源をもって、希望棟数を建てる努力をするということである。これは市長から答えをいただいている。なので、いつまでもズルズルという考えはない。建て替えが可能であれば、できるだけ早くそうしたい。耐用年数の問題もあるので、より安全に皆さんが安心して使用していただけるような施設にしたいと考えている。</p>
会員（三瓶）	<p>この施設については、2500万円規模という話を聞いたが、三瓶の大きな区にとっては、とても比喩にならない位の小さな規模になるのではないかと感じる。そうすると、全員が参加する総会にはできない。4～5組に分けてその組長を選んで、総会も組ごとに開催したり、その代表の方が集まって代表区長を決めたり、というような流れになると思う。そういったことについても各区に任せるのか、それとも要望があれば大きな施設を建てることができるのか。その場合、大きな施設になると維持管理経費の負担も大きくなる。その点についてはどういう考えか。</p>
事務局	<p>2500万円という金額は、市が集会所を建てる際に活用しているコミュニティ助成事業の中のことである。</p> <p>今回、分館を行政区の拠点として新たに建て替える場合には、市の財源でもって行うため、2500万円という規定にはあたらないと考える。それぞれの区に応じた、希望される規模の行政区の拠点を建設することは可能かと考えている。</p> <p>今ある行政区を小分けしてということになると、当然そういったことも考えられるが、その中で大きな建物を建てれば地元負担も大きくなる。その辺は今後、色々と協議して進めて行かなくてはならない。</p>
会員（城川）	<p>7対3の負担割合についてだが、現在の維持管理経費1割負担を維持していただきたい。ただ、財源のこともあるだろうから、その中で色々と調整をされるのがいいと思う。</p> <p>今回の協議のように、一つの課題に対して、具体的な解決策が出るの</p>

<p>会員（宇和）</p>	<p>がいいと思う。大事な問題なので慎重に話し合わないといけないが、能率を上げることも大事。これからもそのように進行をお願いしたい。</p> <p>1点は、三瓶地区の皆さんが、この行政区の活動拠点に対して前向きに考えていただいているということで、一委員として安堵している。</p> <p>もう1点、優遇措置や維持管理費等について三瓶の委員からご提案があったが、私も同じようなことを考えていた。建設時に半額以上を住民の方に負担していただいている分館については、耐用年数が続く限り現状維持でいいのではないかと思った。ただ、この耐用年数が2～3年の所もあれば25年あるところもあり、三瓶町において不公平感が生じてくるのではないかと危惧する。その点について、三瓶の委員さんはどのように考えられているのか。</p>
<p>会員（野村）</p>	<p>複雑な問題なので、これまで議論していただいた意見は全て有意義な意見だと思っている。</p> <p>負担の関係については、先程も言われていたが、地元の方の意向と納得が何より大事だと思う。具体的な考え方を出し合いながら、最終的には地域、行政区を中心に住民の皆さんと話し合っていくことが必要。数字的にどうかということはいにくい。</p> <p>今の三瓶地区分館の議論だが、分館を基礎とした地域づくりということに、まずは素晴らしい歴史があると思う。三瓶の行政区、分館は、私達の地域の行政区とは10倍程度の規模の差があるということで、今のこのようなやり方が定着、推進されてきたのだと思っている。そういう意味で、これからの分館イコール行政区の拠点として、どういう施設で、どういう名称で、どういう負担でやっていくのか、整理してみたい。</p> <p>もう一つの側面として、三瓶の地域づくり活動というのが、地域づくりのエリア、組織の数、組織と行政区との連携体制、地域活動センターとなる3つの公民館の規模と施設面、そこと各地域づくり組織との連携、この辺も踏まえながら、今後一つずつ整理ができればと思っている。</p>
<p>分科会長</p>	<p>三瓶町以外の3名の委員からの意見を聴くと、負担割合については現状維持がいいのではないかという意見が出た。これについては今後、具体的に検討をしていきたい。</p> <p>委員から、三瓶地域の中で不公平感が出るのではという意見があった</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>が、それについてはどうか。</p> <p>当然、北公民館と南公民館は耐用年数が過ぎている。5区など、すでに新築するよう手を挙げている地区もあるし、皆江地区はまだ26年程しか経過しておらず、あの大きな建物の耐用年数が残っている。建て替えについては、当然それぞれの地区で負担金等が発生するので、その辺の考え方は不公平感というよりも、私達8人が集まった話の中でもあったが、各区、各分館の考え方、要は建て替えするかしないかというところで優遇措置を延長してほしい。来年建て替えをしたいというところもあれば、当然まだ20～30年無理な地区もある。建て替えるまでは、市で頑張っていたいただきたいというのが正直な気持ちである。</p>
<p>分科会長</p>	<p>ということは、建て替えまではそういう不公平感があっても、それは区の責任として受け入れるということになるのか。住民や区長さんの意見を今後聞きながら、最終的にまとめていかなければいけない。しかし若干差異が生じてくるところもあるが、それは三瓶の中で理解されているということによろしいか。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>三瓶小学校区の公民館、三瓶東公民館は、文化会館に併設されている。東公民館が兼用で使わせてもらっているのは、事務室の一部屋だけ。今ある公民館を地域づくり活動センターとして利用するというので、我々はこの東公民館がセンターになるのだと思っている。この1部屋で約3,500人いる住民の活動センターの活動、出逢いの機会や人との交流、社会教育の推進ができるのか。三瓶東公民館の拠点の在り方をしっかり示していただきたい。</p> <p>我々も、人口減少、財源難なので、地域の拠点と共有できるならそうしたい。地域の伝統文化を守る使命もある。耐用年数だけで物事は決まらない。耐用年数は、あくまでも目安である。それも大事な目安だが、東公民館では、分館が拠点として今までどおり使えるのかどうか、立派な地域づくり活動センターができれば、そこを共有させていただくのかどうか、若い人達と協議をするうえで大事な点である。</p> <p>耐用年数だけではなく、地域づくり活動センターの将来像が見えないと動けないということを意見させていただく。</p>

分科会長	<p>三瓶には3つの公民館があるが、それが地域づくり活動センターになった時に実際に機能するのかどうか、どうあるべきなのかということについては、市民検討委員会の中で検討があり、その辺を踏まえて考えていけたらと思う。今言われたことはとても重要なことで、三瓶がどうあるべきか、どういう風に住民のコミュニティ、そして地域づくり活動センターをどうすべきか考えていかなければいけない大きな視点である。</p>
会員（三瓶）	<p>分館を、手続きによって普通財産、行政区の拠点にするというところまでは、協力せざるを得ない。地域づくり活動センターをきちんと建て替えてくれるのか、このままなのかによって、分館をどう守るか、どう対処するか、どう建て替えるかという判断になる。活動センターの姿をきちんと描いてくれないと、拠点がどうあるべきなのかということを地区民は判断できないということである。</p> <p>【暫時休憩】</p>
分科会長	<p>先程、非常に大事な意見を出していただいた。地域づくり活動センターの姿が描けなければ、他のこともなかなか描きにくいと思うので、この時点での市の回答をお願いします。</p>
事務局	<p>言われるとおり、東公民館はこの文化会館の事務所の一角だけとなっている。地域づくり活動センターについては、現公民館をセンターにという基本的な考えで進めている。事務所の一角だけがセンターということがかまわないのか、ということが問題になってくる。今いただいたご意見等を踏まえて、行政側もどういった方向で話を進めるのか、三瓶文化会館の利用の方法等についても改めて検討する必要がある。そういったことも協議をして、次回市民検討委員会、1月になるが、そこで行政側の考えについて報告させていただいて、センターの場所について協議いただけるようにしたいと考えている。</p>
会員（三瓶）	<p>令和元年12月議会で当時の総務企画部長が、三瓶東公民館について、「非常に難しい問題を抱えている。」と答弁されている。その後1年も経つが、これまで何も検討してなかったということか。一日も早くセンターについて示してほしい。私達は三瓶町全体の代表であり責任があ</p>

事務局	<p>る。</p> <p>地域づくり活動センターの設置場所の検討については、1月の市民検討委員会で検討していただくよう準備を進めている。それまでは、各地域で分館について協議していただくのは難しい状況になるかと思うが、考えとしては、三瓶文化会館を地域づくり活動センターとして使用する場合と、違う場所にセンターを設置する場合の2つのパターンが考えられるのではないかと思う。大変申し訳ないが、地域で話し合いをされる際には、2つのパターンで協議いただくことはできないか。</p>
会員（三瓶）	<p>そうするしかない。そのパターンが決まらないうちに、分科会で分館についてまとめるということは、想定したうえでの判断しかできない。今まで東公民館について検討してきてないということは怠慢である。</p>
会員（三瓶）	<p>文化会館と東公民館を併用するような考え方はやめてほしい。以前から私は、三瓶小学校区でセンターを建設するなら、南海トラフの地震対策として、旧三瓶支所跡地に避難塔を兼ねた活動センターを建ててほしいと話していた。文化会館は、三瓶の組織上必要として建てた建物。そこに新たな活動センターを入れ込むというようなことは考えられない。そんなことを言われると宇和文化会館も併用しろというのと同じ。それぞれの目的で新しい町、道を切り開こうとしているなら、少し費用はかかるが、それらしくしてほしい。避難塔であれば、伊方町、愛南町、そして八幡浜市、西予市、宇和島市、この5つは普通の指定ではなく、特別指定なのだから、国や県の率の良い補助金がある。これをうまく活用して、ぜひ、センターを作してほしい。3区や7区や安土、そういう地域は、そこを利用させてもらうという話になるかもしれない。</p> <p>先程も言われたが、三瓶の行政区の平均は350人、集会所の場合は100人、その比率からすると、2,500万円の限度ではなく、100人～300人、あるいは500人以上の規模で、上限、あるいはそれに伴う比率を取ってほしい。津布理地区は900人程いるが、ここに2,500万円規模の施設を作るとしたら3か所作らなければ、総会などとてもできるような状態ではないと思う。実情を踏まえながら、この際ぜひ検討をしてほしいと思う。</p>

<p>事務局</p>	<p>分館から行政区の拠点施設へ移行する手順、スケジュールについてだが、現在検討していただいている移行の考え方、優遇措置等を、まとめて市民検討委員会に報告する。それが全体の報告、答申として報告されることとなる。そして、それが地域づくり活動センター及び行政区の拠点施設の正式な整備計画として形ができあがってから、各地区に、こういう方針ができたということを示したうえで行政区ごとにどう判断されるかをお伺いし、全体の整備計画をつくることになる。</p> <p>市民検討委員会で三瓶東公民館の在り方について結論が出るのであれば、それを踏まえて、地区でどういう選択をするのかご検討いただくようになる。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>分資２－１の資料、耐用年数の残年数について見やすく資料を作成してみた。</p> <p>皆江分館の残年数が長く残っている。皆江がなぜ残年数が長いのかと言えば、昭和 21 年頃から順番に公民館や分館を建てていったが、20 年も遅れて建築されたわけではない。皆江は建物の手入れをし、掃除をし、綺麗に使ったので建て替えが遅くなっただけである。皆江、有太刀、蔵貫など、建て替え始めたのが遅いだけで、丁寧に使っていたわけだから、逆に今後もまだ使っていただけるのだから、使える間は現状どおり使わせてほしい。建て替えたら 10 割負担する。建物がある間はそのまま 1 割で使わせてほしい。</p> <p>耐用年数についてだが、昭和 56 年に新基準になり、分資 2－1 の資料には耐震性能が旧基準か新基準かであるかと、鉄筋コンクリート造は耐用年数 50 年と記載されているが、新しい基準でみると耐用年数は 41 年になると私は考えている。41 年の根拠は、事務所または美術館用のもの及びそれ以外のものは耐用年数 50 年。住宅用・寄宿舍用・宿泊所用が 47 年。飲食店用、演奏場用や、映画館などが 34 年、ただし延床面積木造部分が 3 割を超えるものは 36 年、それ以外のものが 41 年となっている。これはどこに当てはまるか考えた時に、飲食店、貸席用、劇場用、演奏用とかに利用されているので 41 年を根拠にした。そうすると、ほとんどのものが経過年数を超えている。鳴山分館、二木生分館は論外である。30 年以上経っている。本来、お金をいただいて使っていただくのは気の毒な位の年数が経っている。</p> <p>今後、順次建て替えていただくことになるが、今すぐに建て替えが必</p>

	<p>要なのかと私は思う。希望したところや、早急に建て替えないといけないところ、これは対応していただいてよいと思う。しかし、もっと必要なものがある。皆江の方は、大きな津波が来た場合は道路が寸断される。隣の下泊、蔵貫に行っても逃げるところはない。山へ逃げるしかない。山から宇和へ逃げる道もない。陸の孤島である。その時に命を繋ぐ、身を寄せ合って身体を守れる場所というのは2階建ての残った建物などである。現在の皆江分館はかなり頑丈に建てられている。そういうことでも必要になってくる。</p> <p>周木や垣生は農道経由で八幡浜や宇和へ行ける。食糧支援も受けられる。長早や二及は道路を分断されたら、物資も運べない。皆江、下泊は農道があり奥に行けるが、行った先には何もなくなり行き止まり。船は津波で流される。皆江分館はこういった意味では必要な防災の拠点となる。</p> <p>集会所の規格で建てても津波の時には使えない。その意味でも使えるものは使っていく。経費は今後 10 割負担になった時に普通の地域の倍負担が強えられることになる。今の三瓶の分館は単なる集会所ではなく、命を繋ぐ場所でもある。</p> <p>南海トラフ地震は 30 年後までには発生するといわれているので、命を守るためにはどうしたらよいか、真剣に考えていかなければならない。副分科会長にお願いをして、衛星を使った防災施設の在り方も今後必要になってくるという話もしている。</p> <p>東北震災で死者 0 人の町があった。その町は避難道を縦に作って、津波がきた時に皆一斉に山に逃げるということで命を守った。明浜や三瓶においてもそういったことが必要だと思う。先ほど委員が言われた津波に対応できる 2 階建て以上の建物があることによって命を守ることができる、そういったことも大事。ただ単に分館を行政区の拠点にするという考えだけではなく、命を守るための一つの行政区の拠点として考えるためには、どういう建物、施設が必要であるかという視点も大事だと思う。</p>
分科会長	
会員（三瓶）	<p>分資 5 - 1 の資料でも分館と集会所の使用状況を比較している。行政が我々に初めに言ってきたことは、分館は東宇和の集会所と同じような使用状況だから、不公平であり、全額負担しろということであった。未だに全額負担の根拠、また東宇和の法的根拠もない、自治会で自分たち</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>のために建てた集会所と、法にのっとった分館とを比較されてきた。このことに反論したい。</p> <p>三瓶町の分館は、社会教育法第5章公民館の第22条に掲げる事業である、各種団体、機関等の連絡、その施設を住民その他の公共使用など、主事はいないが立派にやっている。東宇和は主事がいて、色々住民の方や組織のお世話をしたり、得意の要綱で支所の出張所にしたりしている。それと分館を比較してもらっては困る。</p> <p>西予市公民館条例第3条の2、分館の管理運営に関し必要な事項は館長の承認を得て分館長が別に定める、とある。各分館には産業創設部とか文化部等もある。もしできていないならば、公民館長、統括館長、本庁の教育委員会の方々がいるのに、どうして指導してくれなかったのか。何も言わずに、ただ分館をなくすためにずっとその比較だけをしてきた。この分館活動をここまでしてほしいというのであれば、指導があるべきだったのではないか。何も言わずに言いがかりをつけてきた。</p> <p>行政は法律と条令とで仕事をする。都合の良い時だけ要綱を作る。26年の7月に議会で、渡江・宮野浦が分館から地区の同意を経て普通財産になった。普通財産からの進め方は、地区と同意していると思うが、その同意書を見せてほしい。26年7月に議決された後、26年8月か10月に集会所を新設する要綱を作った。その後28年に修理代を予算の許す限り半額代表者が申請しろという要綱になっている。要綱は自分たちの仕事がしやすいようにつくっているのだろう。行政は、法律と条例に基づいて指導する時はきちんと指導をしてより良い活動になるよう、今後していただきたい。</p> <p>ここで話したことを部外に出すときは、間違いのないよう出すよう、行政には注意してほしい。</p> <p>分館は社会教育法や条例等に則って目的、事業、運営方針等々が、法律や条例に明確化されている。集会所要綱が平成26年にできたと聞いたが、その内容はどのような内容なのか。次回お示し願いたい。</p> <p>もう1点、問題になっている分館と集会所の概要と、利用状況の比較についてである。この比較を見て、あまり変わらないから集会所にとというのが行政サイドの意見。一方、資料の公民館実態調査一覧表を見ると、旧東宇和郡はどこも公民館業務以外の業務を行っている。社会教育関係団体、あるいは実行委員会等は東宇和郡はやっているが、三瓶町は</p>
---------------	--

	<p>やっていない。それぞれの団体やグループ、区が関与しながら行事をしているので、ここへ出ている数字だけを読み上げて、あまり大差がないというようなことは言わないでほしい。</p> <p>安土の分館の使用人数が、確か400人位と書かれてあったが、それは区の役員会や総会など、区がしたことだけの人数である。しかしながら、分館は空手教室で年間延べ1,500人から1,800人が利用している。日向ぼっこの会が週1回、これを1年分にするると250～260人。老人会が敬老会のカラオケ大会とは別に週2回ずつ、健康管理を兼ねてカラオケ教室をしているが、これも800人。これを全部合計すると4,000人も5,000人も利用している。この集計した人数は、それぞれの教育委員会、公民館がどのように調べたのか定かではないが、その調べ方により、全体の活用と区が主催する活用とで、それぞれの差があるということだけは分かっている。</p>
<p>会員（野村）</p>	<p>三瓶分館の利用度が非常に高いという話だった。その分館を民主団体や住民の方が利用されるときには、分館は無人であるが、利用申し込みや鍵の受け渡し、利用面での管理はどうされているのか。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>空手は週2回あるが、責任者を決めて、年間の使用料金と合鍵を作って、きちんと管理することを条件に年間10万円で貸している。あとは無償である。</p>
<p>会員（明浜）</p>	<p>集会所と混同した議論もあったが、今は分館制度であるということの原点にして、進めていけばいいと思った。</p> <p>分館は条例で位置づけられている公共の建物であって、公民館長の指示を受けて分館長が管理運営をするという規定があるので、住民自体が行うものと別物だと感じた。</p> <p>補助金、寄付金に関係もあったが、行政の建物にどうして寄付をするのか、負担をどうしてするのか、その辺りが非常に集会所と混合している感じがする。行政の建物でありながら、自分の区の建物であるような、両方あるような気がした。</p> <p>もう1点は、地域づくり活動センターに移行することに方向性としては向いているのかなと思う。地域づくり活動センターというのは住民にとって身近なところであって、地域のためにある。自分たちの地域は自</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>分達で作る観点からして、小学校区というのは、住民同士が顔見知りで、あまり人口規模も小さくなく、条件がそろっている。あるいは昭和の合併前の旧町村単位という考え方もある。</p> <p>ただ、東公民館や、下泊、周木のことも議論の中に入れる必要がある。分館を行政区の拠点とした場合の地域づくり活動センターとの関係性。今は公民館の指示のもとで分館が動いている。その辺のことも必要だと感じる。地域に密着した地域づくり活動センターの仕組みの中での議論が必要である。</p> <p>三瓶東公民館は名前だけで、実際は、机一つを置いているような公民館。まずは、拠点を作る。もう一つは数。今は旧小学校区単位でセンターの数を出されているが、私は、明治時代に返るのはおかしいかもしれないが、三瓶はそれくらいの規模に拠点を作れば、財政的にも適当ではないかと思う。他の町村のことは分からないが、ぜひ考えてほしい。</p> <p>検討委員が、どこを除けてどこを入れろということは無理難題が生じるし、感情的にもなりかねない。行政サイドが主体的に考えていただいて、全てが検討委員の重荷にならないように、円満にできるような方針をとってほしい。</p>
<p>分科会長</p>	<p>昔の村同士のつながりは現在まで生きているものだと思う。そういったことも踏まえて、今後センターの在り方を考えていければと思う。</p> <p>今日の話合いの中では、分資5－2の資料の中の負担率7対3について、三瓶地区以外の委員から現状のままの1割負担で良いのではという意見が出た。これは今後、行政の方でも考えていただきたい。</p> <p>今後の方向性は、具体的に話を整理する中で定まると思う。早いうちに本日の協議内容を整理し、次の分科会では具体的にどういう話をするかということ、事前協議の中で課題を出しながら検討したい。</p> <p>閉会あいさつ 11：54 閉会</p>